

10 学用品の給与（内閣府告示 第10条）

一 般 基 準	
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品： 小学校児童 <u>5, 800円以内</u> 中学校生徒 <u>6, 100円以内</u>
救助期間	①教科書、教材：令和8年9月30日まで ②文房具、通学用品：令和8年9月30日まで

対象品目	①教科書及び正規の教材	学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 など
	②文房具、通学用品	a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など
		b. 傘、靴、長靴など
		c. 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 など